

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◇ 訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十三号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三職員厚生課の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条第二項の規定による健康診断の検査項目等の決定

(二) 第二十五条の規定による鳥取県職員健康管理審査会の意見の聴取及び健康管理区分の決定

(三) 第二十六条の規定による鳥取県職員健康管理審査会の意見の聴取及び健康管理区分の変更

(四) 第二十九条第三項の規定による医師の指定並びに受診及び報告の命令

別表第三職員厚生課の項課長専決事項の欄第三号を次のように改める。

三 鳥取県職員安全衛生管理規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条第一項第三号又は第五号の規定による人の健康に害を及ぼすおそれのある業務の指定又は特別健康診断の対象職員の指

名

(一) 第十七条ただし書の規定による健康診断担当医の指名
別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

四 鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による優良図書等の推奨

(二) 第十三条第一項及び第二項の規定による有害図書類の指定及びその旨の告示

(三) 第二十二条第一項の規定による資料の提出の要求及び書店等への立入調査

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第九号を次のように改める。

九 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第三項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分についての厚生大臣への具申

(二) 第二十条の六の規定による衛生検査所の開設者に対する指示

(三) 第二十条の七の規定による衛生検査所の登録の取消し等

(四) 第二十条の八において準用する第九条の規定による聴聞の実施
別表第三医務課の項部長専決事項の欄第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条の三第一項の規定による衛生検査所の登録

(二) 第二十条の四第一項の規定による衛生検査所の登録の変更

(三) 第二十条の五の規定による衛生検査所の開設者からの報告の命令又は立入検査

十三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条の規定による登録証明書の交付

(二) 第十四条第二項の規定による登録証明書への記載及びその交付

(三) 第十八条第一項の規定による登録証明書の書換え交付

(四) 第十九条第一項の規定による登録証明書の再交付

別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第一号の二を削り、第一号の三を第一号の二とする。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。

六 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五十二条第一項後段の規定による設計の概要の認可の申請

(二) 第五十八条第八項の規定による委員の改選の請求の要旨の公表及び委員の改選についての投票の実施

(三) 第六十二条第一項の規定による土地区画整理審議会の招集

(四) 第六十五条第三項の規定による土地及び土地について存する権利の価格の評価

(五) 第七十三条第三項の規定による収用委員会への裁決の申請

(六) 第七十五条の規定による建設大臣に対する技術的援助の請求

(七) 第七十九条第一項の規定による施行地区内の土地の使用

(八) 第八十八条第四項の規定による換地計画の修正のうち軽微なもの

- のに係るもの
- (九) 第八十八条第六項の規定による意見書についての土地区画整理審議会の意見の聴取
 - (八) 第八十八条第七項の規定による意見書についての農業委員会の意見の聴取
 - (七) 第九十一条第二項の規定による過小宅地の基準となる地積等についての土地区画整理審議会の同意の取得
 - (六) 第九十二条第二項の規定による過小借地の基準となる地積等についての土地区画整理審議会の同意の取得
 - (五) 第九十五条第七項の規定による換地計画において特別の定めをすることについての土地区画整理審議会の同意の取得
 - (四) 第九十八条第一項の規定による仮換地の指定及び仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地又はその部分の指定
 - (三) 第九十八条第三項の規定による仮換地の指定等についての土地区画整理審議会の意見の聴取
 - (二) 第九十九条第二項の規定による仮換地について使用又は収益を開始する日の決定
 - (一) 第一百条第一項の規定による宅地等の使用等の停止の措置
 - (六) 第一百三十三条第一項及び第四項の規定による換地処分の通知及び公告
 - (五) 第一百六条第二項及び第三項の規定による公共施設の管理の引継ぎ
 - (四) 第一百九条第二項の規定による減価補償金の交付額についての土地区画整理審議会の意見の聴取

- (三) 第一百九条の二第一項の規定による公共施設管理者に対する土地区画整理事業に要する費用の負担の要求
 - 七 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第二十七条第一項及び第二項の規定による選挙管理者の任命及び立会人の選任
 - (二) 第三十五条の規定による当選人の決定
 - (三) 第四十条第二項の規定による選挙又は当選の効力に関する異議の申出に関する決定等
 - 四 第四十八条第一項及び第二項の規定による改選投票管理者の任命及び立会人の選任
 - (五) 第五十四条において準用する第十四条第二項の規定による改選の投票の結果の効力に関する異議の申出に関する決定及び公告
 - (六) 第五十七条第三項第四号の規定による換地を定めることが困難である宅地の認定
 - 八 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十号)第十一条第三項の規定により土地区画整理法施行令の例によるものとされた同令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
 - (一) 第三十五条の規定による予備委員の決定
 - (二) 第四十条第二項の規定による選挙又は決定の効力に関する異議の申出に関する決定等
- 別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄に次の三号を加える。

- 五 土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第五十五条第九項の規定による事業計画についての公告
 - (二) 第七十二条第一項の規定による他人の占有する土地への立入り
 - (三) 第八十三条の規定による登記所への届出
 - (四) 第八十八条第四項の規定による換地計画に係る意見書の処理
 - (五) 第九十条の規定による換地を定めぬことについての宅地の所有者等の同意の取得
- 六 土地区画整理法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち県が施行する都市改造事業に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第三条の規定による事業計画の縦覧についての公告
 - (二) 第十九条の規定による委員の選挙期日の決定
 - (三) 第二十一条第四項の規定による選挙人名簿についての異議の申出が正当であるかないかの決定
 - (四) 第二十二条第一項の規定による異議に関する公告
 - (五) 第二十二条第四項の規定による選挙すべき委員の数の公告
 - (六) 第二十四条第五項の規定による候補者の氏名等の公告
 - (七) 第二十五条の規定による選挙場等の決定
 - (八) 第二十六条の規定による投票を行わない旨の公告
 - (九) 第三十八条の規定による当選人がない旨等の公告
 - (十) 第四十三条第二項の規定による改選請求代表者証明書の交付
 - (十一) 第四十六条第二項の規定による改選投票所等の決定
 - (十二) 第五十二条第二項の規定による改選の投票の結果の公告
- 七 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に關

する条例第十一条第三項の規定により土地区画整理法施行令の例によるものとされた同令第三十八条の規定による予備委員がない旨等の公告

別表第三都市開発課の項を削る。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二土木出張所長の項第一号中、「鉄道高架事業」を削る。

別表第四土木出張所長の項中「及び鉄道高架事業」を「並びに鳥取港及び田後港に係る港湾整備事業及び海岸整備事業」に改める。

別表第四米子都市開発事務所長の項の次に鳥取港湾事務所長の項として次のように加える。

鳥取港 湾事務 所長	鳥取県建設工事執行規則第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が三千万円以上の土木工事に係るものの作成
------------------	---

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。
別表税務課の項第二号を次のように改める。

二 自動車税の課税免除の承認	鳥取県税条
1 普通徴収に係るもの	例 三〇
2 証紙徴収に係るもの	八 五二五 県税事務所

別表消防防災課の項中第三十八号を第四十二号とし、第二十三号から第三十七号までを四号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の四号を加える。

二十三 液化石油ガスに係る消費設備の調査業務を行う者(以下「認定調査機関」という。)の認定	〃	一四	一四	〃
---	---	----	----	---

二十四 認定調査機関の調査業務に係る消費設備の数の増加の認可	〃	〃	〃
二十五 認定調査機関の調査業務規程の認可又はその変更の認可	〃	七	七
二十六 液化石油ガス設備士免状の交付、再交付又は書換え交付	〃	〃	〃

別表消防防災課の項の次に土地対策課の項として次のように加える。

土地対策課	一 不動産鑑定業者の登録、更新の登録、登録換え又は変更の登録	不動産の鑑定評価に関する法律	七	七 広報文書課
-------	--------------------------------	----------------	---	---------

別表医務課の項中第二十九号を第三十一号とし、第二十二号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 施行令

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律 に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十二	衛生検査所の登録の変更						
二十三	衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付	臨床検査技師、衛生検査技師等に	関する法律	施行規則			

別表管理課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表河川課の項第十五号中

「を」 「二二七二四」 「一五七八」
に改め、同表港湾

課の項第一号中
土 木
出張所
倉吉土木出張所
米子土木出張所
鳥取港湾事務所
に改め、同表建築課の

項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中 「二〇」

七
「を」 「二〇三」
鳥取土木出張所
倉吉土木出張所
米子土木出張所
張所
に改め、同号

を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五	宅地建物取引主任者資格の登録の移転				
六	宅地建物取引主任者証の交付又はその有効期間の更新				
			七		
				七	広報文書課

附則

この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)】